

令和3年1月8日

緊急事態宣言再発令下における本会社の対応について
(令和3年1月8日時点)

一般財団法人川崎市まちづくり公社

政府による新型コロナウイルス特措法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、神奈川県から「実施方針」が示されました。こうした状況下において、本会社においても、これまでも行ってきた感染拡大防止策をさらに推進し、必要不可欠な業務を安定的に実施するため、施設利用及び業務を制限いたします。

また、本会社の新型コロナウイルス感染者拡大防止の対応期間を国の緊急事態宣言の終了が予定されている2月7日（日）までの間といたします。

なお、期限を過ぎても対応の必要がある場合はこの限りではありません。

緊急事態宣言発令中の一部施設の対応

○新川崎・創造のもり

- ・管理室の業務時間は8：30～17：15（昼休み12：00～12：45）とします。
- ・土日休日は、職員が不在の場合がありますので、事前に連絡のうえ調整願います。
- ・会議室の申込み及びご利用は事前に管理室との調整が必要です。
- ・一般駐車場はご利用できます。

○ハウジングサロン

- ・1月13日（水）以降の各種相談業務は中止します。
- ・令和2年度中の「マンション管理基礎セミナー」は開催いたしません。

感染拡大防止へのご協力

- ・発熱等、体調に不安のある方は来社をお控えください。
- ・マスクを着用してください。
- ・入口での手指消毒にご協力ください。

市民ならびに事業者の皆様にご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。